

奥州市監査委員告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により行った定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 12 月 26 日

奥州市監査委員 佐 藤 健 司

奥州市監査委員 熊 谷 香 里

奥州市監査委員 小野寺 重

1 監査の概要

(1) 監査実施日

予備監査 令和 7 年 10 月 1 日及び 10 月 2 日

本監査 令和 7 年 10 月 6 日及び 10 月 7 日

(2) 監査の対象とした部課等名

小学校 胆沢第一小学校、南都田小学校、若柳小学校、衣川小学校、衣里小学校
計 5 校

中学校 胆沢中学校、衣川中学校 計 2 校

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部令和 6 年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
胆沢第一小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
南都田小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
若柳小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣里小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

された。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。